

恩給請求事務処理要領に関する通達

昭和 36 年 2 月 23 日
陸幕発厚第 44 号

改正 平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

各方面総監 殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 33)

恩給請求事務処理要領に関する通達

標記の件、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 129 号）により、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）によるほか、普通恩給（増加恩給に併給される普通恩給を含む。以下同じ。）を受ける権利が消滅し、又は普通恩給が停止される場合があるが、従来は普通恩給の裁定を受けた更新組合員又は新たに長期組合員となった者は、普通恩給失権届等を提出することとなっていたが、これが事務簡素化を図るため後普通恩給請求書類の事務処理に当たっては、別紙第 1 又は別紙第 2 の様式の申立書を添付されたい。

なお、別紙第 1 は、防衛省職員を退職後、国家公務員又は地方公務員（以下「公務員」という。）に再就職していない場合であり、別紙第 2 は防衛省職員を退職後、更に公務員に再就職（再就職後、再退職を含む。以下同じ。）している場合である。この場合は、申立書のほかに再就職事項を記載した証明書（任免権者の証明したもの）を添付されたい。

添付書類：別紙第 1 及び第 2

配布区分：「G」

各部隊長・各機関の長 各 1 部

厚生課長 5 部

(様 式)

再就職に関する申立書

昭和 年 月 日 を退職後

昭和二十八年八月一日 以後 国家公務員又は地方

公務員として再就職したことがないことを申し立てる。

平成 年 月 日

請求者
氏名

㊟

総務省人事・恩給局長 殿

(様 式)

再就職に関する申立書

添付の履歴書記載のほか、昭和 年 月 日(庁、
官職)に再就職し昭和 年 月 日これを退職した
こととを申し立てる。

平成 年 月 日

請求者
氏名

印

総務省人事・恩給局長 殿

注(庁、官職)のところには、たとえば何省事務官(雇)、何県吏員(雇)等
具体的に記入すること。